令和５年４月１日現在

軽度生活援助事業

日常生活を営むことに支障のある高齢者世帯に対し、生活援助員（ホームヘルパー等）を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立支援を図ることを目的とします。

１．サービス内容

１．調理支援、衣類等の洗濯、住居の掃除
２．生活必需品の買い物　等

軽度生活援助事業の内容は、原則として家族が支援するもので、諸事情の為にご家族が支援困難な場合に限ります。

２．利用対象者

以下の項目全てに該当する方が対象です。

＊うるま市に居住する高齢者で
　おおむね 65 歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯
＊市民税非課税世帯
＊介護保険非該当者（介護保険サービス導入後は終了になります）

３．利用時間および料金

1．１週間に１回程度でおおよそ１時間
2．利用料：１時間　２２０円

４．サービスの流れ

①　申し込み
介護長寿課窓口または地域包括支援センターにおいて、本人又は家族が申請。

↓

②　訪問調査
地域包括支援センター相談員が相談･調査のため訪問します。
【提出書類】＊書類内に押印箇所があります。印鑑をご準備ください。
①申請書　②相談受付票　③基本チェックリスト

↓

③　利用判定
介護長寿課で利用可否が決定され、申請者へ決定通知します。
＊利用者の「生活自立」を目的に利用期間が定められます。

↓

④ サービス利用
生活援助員（ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ等）が自宅を訪問し援助を行います。

＊軽度生活援助事業はうるま市独自のサービスになっていますので、介護保険サービス（訪問介護）とは利用条件・内容等が異なります

裏面をご覧ください

令和５年４月１日現在

５．利用時の諸注意

①申請内容等の変更・停止について

利用者の住所変更（市内転居）やサービス内容（回数・時間含む）など
申請内容の変更が生じる場合、または下記の場合により利用停止する際には
別途『軽度生活援助事業利用（変更）申請書』の提出をお願いいたします。

- サービス対象に該当しなくなったとき（チラシ表：「２.利用対象者」参照）
- 施設に入所したとき
- 申し出により辞退したとき
- ３か月以上の長期入院の必要が認められたとき
- 死亡したとき

～　お問合わせ先　～
うるま市役所　介護長寿課　高齢者福祉係　☎：９７３－３２０８